

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年3月31日まで（一部は令和4年1月31日まで）次に掲げる感染拡大防止対策を要請します。

なお、今回の要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年9月9日（令和3年9月13日適用）

（令和4年1月7日改訂）

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

以下の感染防止対策を徹底するよう要請します。

- ① 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや手指消毒などの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行ってください。冬季は暖房使用により換気がおろそかになりがちのため、特に定期的な換気に留意してください。
- ② 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を自粛してください。
- ③ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、できる限り早くかかりつけ医や医療機関で受診してください。
- ④ 感染リスクの高まる会食（同一グループの同一テーブルでの5人以上※）については、自粛してください。（令和4年1月31日まで）
※結婚披露宴等については個別協議とする。
- ⑤ 会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設を利用するとともに、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守してください。
- ⑥ スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めてください。
- ⑦ 通勤、通学、通院、生活必需品の買い出し、ワクチン接種などを除き、外出や他の市町村等への移動に当たっては、県からの感染状況等の情報をよく把握したうえで、慎重に判断して行動してください。（令和4年1月31日まで）

- ⑧ まん延防止等重点措置の対象区域である都道府県への移動は、通勤、通学、通院など、やむを得ない事情がある場合を除き、自粛してください。(令和4年1月31日まで)

その他の都道府県も含め、県外へ移動する際には、ワクチン接種または健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方は検査による陰性確認を受けるなど、安全性を担保したうえで行動してください。

また、県外在住者についても本県へ来訪する際は、同様の対応を行ってください。

2 事業者の皆様へ

以下の感染防止対策を徹底するよう要請します。

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② やまなしグリーン・ゾーン認証施設においては、認証基準に基づく感染症対策の徹底はもちろん、変異株に対応した新基準への取り組みを速やかに進めてください。
- ③ 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けてください。
- ④ 各施設、事業所等においては、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じてください。
- ⑤ イベント等の開催については、県が別途示した目安のとおりとし、令和4年1月31日までのイベント等については、事業者が実施する検査により参加者全員の陰性確認を行ったうえで開催してください。なお、これら感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期してください。

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html



また、イベント等において感染が確認された際に、保健所が実施する疫学調査により感染連鎖を防ぐため、県が提供する「山梨県LINE コロナお知らせシステム」の活用等により必ず参加者の把握をしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/documents/line.html>



- ⑥ 過去にクラスターが発生した施設類型（高齢者施設・障害者施設・児童福祉施設）の施設管理者は、速やかに感染防止の集中自己点検を実施し、対策を講じた上で、その結果を報告してください。また、施設職員等について、ワクチン接種済みの場合は週１回、未接種の場合は週２回のＰＣＲ検査を実施してください。（令和４年１月３１日まで）

健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の施設職員等に対し、ワクチンの接種を強く勧奨してください。

3 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけてください。
- 特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めてください。
- ② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけてください。

4 学校関係者の皆様へ

中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動は必要最小限の活動に留めるとともに、以下の内容を要請します。（令和４年１月３１日まで）

- ① 部活動を行うに当たっては、十分な感染防止対策を講じたうえで、交流活動については県内の学校のみとし、その実施については慎重に判断してください。
- ② 関東大会、全国大会等の上位の教育内大会への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討してください。

※教育内大会…山梨県小中学校体育連盟、山梨県高等学校体育連盟、山梨県特別支援学校体育連盟及び山梨県高等学校野球連盟等が主催する大会

別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状(※)がある従業員等の出勤を停止 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間
	・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状(※)がある来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・施設内の定期的な消毒
	・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策の徹底
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の抑制(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限
	・複数人数での移動時における車内でのマスク着用、会話の抑制
委託業者等も含めた感染防止	・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の徹底

イベントの定義について

山梨県からの新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請における「イベント」の定義については、次のとおりです。

イベントとは、事前予約制・チケット販売・時間指定（〇時～〇時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）を指します。

【参考】令和3年5月14日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

※ 出席者が特定されていて、集客しない会議、協議会等はイベントではありません。

施設におけるイベント等の開催の目安

令和3年2月12日
(令和3年11月25日改訂)

1 イベント等の開催の目安について

- (1) 収容定員が設定されているイベント等の人数については、必要な感染防止対策が担保される場合（下記3）には、次に掲げる人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

ア 人数上限の目安

人数の上限は、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方とする。

イ 収容率の目安

収容率の上限は、大声（注1）での歓声等がないことを前提としうる場合については100%とし、大声での声援等が想定される場合等については50%とする。

（注1）「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例> ・観客間の大声・長時間の会話

スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

- (2) 収容定員が設定されていないイベント等については、必要な感染防止対策（下記3）に加え、大声での歓声等がないことを前提としうる場合にあっては密が発生しない（人と人とが触れ合わない）程度の間隔、それ以外のものにあっては十分な人と人との間隔（1m）を確保すること。

2 感染防止安全計画の提出について

「参加予定人数が5,000 人超」かつ「収容率 50%超」のイベント（「大声なし」の場合に限る。）については、施設管理者又はイベント等の主催者は、別途定める様式により感染防止安全計画を策定し、あらかじめ山梨県の確認を受けること。

これにより、人数上限を「収容定員まで」、かつ収容率の上限を「100%」とすることができるものとする。

※参加者を事前に把握できない場合でイベント主催者等が想定する参加予定人数が 5,000 人超の時、かつ、収容定員が設定されていない場合で人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時は、安全計画策定の対象とする。

（１）感染防止安全計画に記載すべき事項

必要な感染防止対策（下記３）を具体的に感染防止安全計画に記載。

（２）安全計画の提出期限

主催者は、イベントの開催日の２週間前までに県に提出。

（３）結果報告書の提出

主催者は、イベント終了日から１か月以内を目途に別途定める様式による結果報告書を県に提出。ただし、クラスター等の発生が確認された場合は、直ちに県に報告。

参考：ワクチン・検査パッケージ制度の適用について

緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域において、ワクチン・検査パッケージ制度を適用して、人数上限を収容定員までとすることを希望する場合は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和３年１１月１９日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和３年１１月１９日付事務連絡）及び「ワクチン・検査パッケージの実施に係る留意事項等について」（令和３年１１月１９日事務連絡）に基づき、適切に実施すること。その際、上記の感染防止安全計画において、次の２点を加えて記載すること。

- ① 検査方法（PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前送付、現地検査等の実施の有無等）
- ② 「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」の確認方法

3 必要な感染防止対策について（全てのイベント等において実施することが前提）

必要な感染防止対策の担保とは、次に掲げる要件を満たすものとして、施設管理者及びイベント等の主催者の双方において確認された場合とする。

※感染防止安全計画の策定を要しないイベントについては、施設管理者又はイベント等の主催者が別途定めるチェックリストにより感染防止策を確認し、Web ページ等で公表すること（イベント終了日から1年間保管）。

※対策実施にあたっては、子どもや障害をお持ちの方など、マスクの着用などの感染防止対策が難しい方への差別的待遇とならないよう配慮すること（厚生労働省HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害がある方等への理解について」参照）。

項目	基本的な感染防止対策
①飛沫の抑制 （マスク着用 や大声を出さ ないこと）の 徹底	☐ 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	☐ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） ☐ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	☐ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底 * 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	☐ 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 ☐ 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 ☐ 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。

項目	基本的な感染防止対策
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □飲食中の会話、発声の自粛、移動中の飲食の自粛 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討） □飲食提供者は不織布マスクを着用（フェイスシールドのみは不可）
⑥出演者等の感染対策	□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や県が提供する「山梨県 LINE コロナお知らせシステム」を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起 □催物前後の飲食及び宿泊時のやまなしグリーン・ゾーン認証施設利用の呼びかけ □イベントで感染者が発生した場合、迅速・確実に参加者に保健所等への相談を促すとともに、保健所が実施する疫学調査へ協力

(参考1)

イベント等の開催の目安

※全てのイベント等において必要な感染防止対策を実施していただくことが前提となります

1. 収容定員が設定されている場合

①人数上限と②収容率上限のいずれか小さい方

必要な感染防止対策の徹底が担保		
大声での声援等なし		大声での声援等あり
①人数上限	②収容率上限	②収容率上限
【感染防止安全計画無し】	100%	50%
5,000人又は収容人数50%のいずれか大きい方		
【感染防止安全計画有り】 収容定員まで		

2. 収容定員が設定されていない場合

開催の目安	
大声での声援等なし	大声での声援等あり
密が発生しない(人と人とが触れ合わない)程度の間隔	十分な間隔(1m)

※「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベント(「大声なし」の場合に限る。)については、感染防止安全計画を策定し、事前に県が感染防止対策を確認